# 事故報告書

保険金をご請求される場合は、以下の事故報告書をコピーし必要事項をご記入のうえ、(有) エル・サポート・福井まで FAX 願います。(FAX:0776-52-0134)

令和　　年　　月　　日

(有) エル・サポート・福井　御中

## 事 故 報 告 書

所属所名

担 当 者
(報告者)

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 保険の種類 | 生活ｻﾎﾟｰﾄ・医療保障・Wide医療・治療費・長期所得・職場復帰・三大疾病・傷害総合・所得 | | | | | | |
| 組合員氏名 | | 生年月日 | 昭 平 令　年　月　日 | | 被保険者番号 | | |
| 住　所 | 〒 | | 自 宅 | TEL (　　) ― | | | |
| | | | 日中連絡先 | TEL (　　) ― | | | |
| フリガナ<br>受傷者氏名 | 男・女 | 生年月日 | 昭 平 令　年　月　日　才 | | 続柄 | | |
| 発 生 日 | 平成 令和　年　月　日　午前・午後　時頃<br>発生日現在、妊娠していますか。　はい・いいえ | | | | 同居別居の別 | 同居<br>別居 | |
| 発生場所 | | | 警察・消防届出 | 署 | | | |
| 傷病・疾病名 | | | | | 良性悪性診断 | 良性<br>悪性 | |
| 傷病の程度 | 入院　／　～　／　・通院　／　～　／ | | | | | | |
| | 手術日　／　手術名 | | | | | | |
| | 固定具　無・有　固定具名 | | | | | | |
| | 休業期間　／　～　／　・仕事開始日　／ | | | | | | |
| 医 療 機 関 | | | | | | | |
| 傷病事故損害の原因状況 | | | | | | | |
| 損害品名 | | 修理代又は購入代 | | 請求書の送付先 | | | |

有限会社　エル・サポート・福井
福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館5階
TEL (0776) 52-0133　FAX (0776) 52-0134



令和７年度（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

福井県市町村職員共済組合
公的遺族年金補完制度

# 生活サポートプラン
## ポイントブック

**申込締切日**　令和６年12月６日

**責任開始期（加入日）**　令和７年４月１日

お問い合わせ先

【事務取扱店】(有)エル・サポート・福井
TEL 0776-52-0133
受付期間　平日（土日・祝日、年末年始を除く）
受付時間　9:00～17:00まで

【引 受 会 社】明治安田生命保険相互会社
中部公法人部　北陸公法人営業推進部
TEL 076-231-3240
受付期間　平日（土日・祝日、年末年始を除く）
受付時間　9:00～17:00まで

MY－A－25－LF－000419
MYG－A－24－LF－608

# 制度の概要について

〈令和7年度「生活サポートプラン」パンフレット〉
https://digital-pamphlet.jp/074/a.pdf
閲覧可能期間：令和6年11月6日（水）～令和7年11月5日（水）

○印刷物でのパンフレットが必要な場合の問い合わせ先
明治安田生命保険相互会社　中部公法人部　北陸公法人営業推進部　076-231-3240
受付期間　平日（土日・祝日、年末年始を除く）　受付時間　9:00～17:00
○申込時には、パンフレットにあわせ、契約概要・注意喚起情報を一読いただき、保障内容・保険金額・掛金等がご意向にそった内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。
○新規・増額のお申込みの際は、告知内容について、必ずご確認をお願いいたします。記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。

| | 制度名称 | 加入要件 | 主な保障内容 | 記載ページ | 加入対象区分 組合員本人 | 加入対象区分 配偶者 | 加入対象区分 こども | 配当金 | 退職後継続加入 継続最高（可能）年齢 | 退職後継続加入 満了時保険年齢 | 退職後制度加入 継続最高（可能）年齢 | 退職後制度加入 満了時保険年齢 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長期給付事業 | 生活サポートプラン※1 〈年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険【生命保険】〉 | — | 万一（死亡・高度障害）のときの生活維持資金 | ❺～❽ | ○ | ○ | ○ | ○ | 69歳 | 70歳 | リレー定期※2 79歳 | 80歳 |
| 短期給付事業 | New 治療費支援制度※1 〈家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】〉 | 生活サポートプランとセット加入 ※移行対象者はP19、20を参照 | 入院・入院を伴わない手術や放射線治療、先進医療による療養の保障 | ❾ | ○ | ○ | ○ | — | 69歳 | 70歳 | — | — |
| | | | | | | | | | 退職後終身医療保険※3 | | | 終身 |
| | New 長期所得補償保険 〈精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】〉 | — ※移行対象者はP19、20を参照 | 病気やケガにより免責期間7日を超えて就業障害が継続した場合の補償 | ❿ | ○ | — | — | — | 継続できません | | — | — |
| | 医療保障保険※1 〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）【生命保険】〉 | 生活サポートプランとセット加入 | 病気やケガによる入院費（継続して2日以上の入院）の保障 | ⓫～⓬ | ○ | ○ | ○ | ○ | 69歳 | 70歳 | 退職後医療保障保険※2 79歳 | 80歳 |
| | | | | | | | | | 退職後終身医療保険※3 | | | 終身 |
| | Wide医療※1 〈医療保険【損害保険】〉 | 医療保障保険とセット加入 | 病気・ケガによる所定の手術、所定の疾病による入院・手術費等の補償 | ⓭～⓮ | ○ | ○ | — | — | 69歳 | 70歳 | — | — |
| | 健活CB 三大疾病支援制度※1 〈健康サポート・キャッシュバック特約（集団定期用）付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約［Y］付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】〉 | — | ●特定疾病の保障<br>●7大疾病および上皮内新生物の保障（それぞれ特約を付加した場合） | ⓯～⓰ | ○ | ○ | — | — | 69歳 | 70歳 | 退職後三大疾病支援制度※2 79歳 | 80歳 |
| | 職場復帰支援制度 〈特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】〉 | 生活サポートプランとセット加入 | 就業不能状態の保障 | ⓱ | ○ | — | — | ○ | 継続できません | | — | — |
| | 傷害総合保険 〈天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付傷害総合保険【損害保険】〉 | — | 身の回りに存在する様々なリスクを補償 | ⓲ | ○ | ○ | ○ | — | 一時払退職後傷害保険 保険期間10年 | | | |
| 福祉事業 | 保健事業 保健診断事業 疾病予防対策事業 保健保養事業　など | | 貯金事業 | | 貸付事業 | | 宿泊事業 保養所：芦原温泉 越路 | | | | | |

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝令和7年4月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
※生活サポートプラン、医療保障保険、職場復帰支援制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付されます。
※治療費支援制度、長期所得補償保険、Wide医療、三大疾病支援制度、傷害総合保険には配当金はありません。
※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
※記載の保険商品について、今後の環境変化等により取扱内容（販売休止を含む）を変更させていただく可能性があります。
※1　生活サポートプラン、治療費支援制度、医療保障保険、Wide医療、三大疾病支援制度の保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。
※2　リレー定期、退職後医療保障保険、退職後三大疾病支援制度の保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が保険期間中に満期年齢（保険年齢）をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢（保険年齢）に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。
※3　「退職後終身医療保険」の制度内容・掛金等詳細については、明治安田生命保険相互会社　中部公法人部　北陸公法人推進部までお問い合わせください。

〈第一次継続期間〉
「在職中と同じ保障体系、掛金体系にて継続する」ことができます。※
（退職時に継続の意思確認を行ないます。）
※一時払退職後傷害保険は取扱いが異なります。

〈第二次継続期間〉
さらに保障の継続を希望される方は「退職後制度に移行（加入）する」ことができます。
※70歳以降の保障内容について質問がある方は引受保険会社にご連絡ください。

「所得補償保険」（引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）から「長期所得補償保険」（引受保険会社：明治安田損害保険株式会社）、「治療費支援制度」（引受保険会社：明治安田生命保険相互会社）への契約移行対象者はP19、20をご確認ください。

# 三大疾病支援制度の健康サポート・キャッシュバックについて

加入者の健康診断の結果をポイント化して「ランク」を判定し、保険期間（1年）満了後、「ランク」に応じて保険料の一部をキャッシュバック（※）することで、加入者の「継続的な健康づくり」を応援します。
※キャッシュバックがない場合があります。

## 三大疾病支援制度は健康診断結果に応じたキャッシュバックを行います。

**3つのキャッシュバックランクを判定し、毎年最大で1ヵ月分の保険料相当額をキャッシュバック**

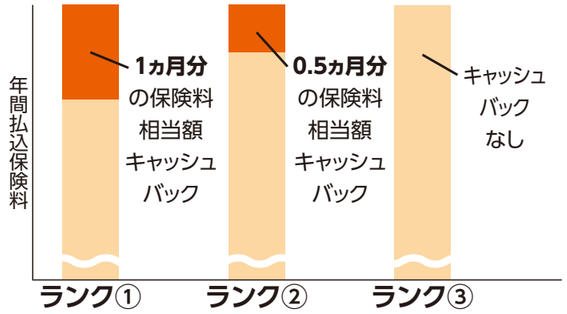


### 想定されるキャッシュバック

※46歳 男性　三大疾病支援制度
主契約300万円（保険料：2,403円）、7大疾病保障特約150万円（保険料：1,020円）、がん・上皮内新生物保障特約30万円（保険料：141円）に加入の場合

- ランク①の場合 **3,564円**（合計保険料:3,564円）
- ランク②の場合 **1,782円**（合計保険料:3,564円）
- ランク③の場合　キャッシュバックはありません

**健活レポートの利用、保険料キャッシュバックの受取りについては、申込書の提出（健診情報提出※の同意）が必要です。**

＜健康情報活用商品の申込欄＞

※同意いただいた方の健診情報は、共済組合から一括して引受保険会社に提供します。
※配偶者はキャッシュバックの対象ではありません。
＊令和7年度の配当金と一緒に還付いたします。

## 健活レポートについて

**健康診断の結果をレポートとして、「みんなのMYポータル」からお届けします。**

**健活レポート**

ランク判定結果キャッシュバック金額表示 ▶ 健診結果表示 ▶ 疾病リスク予測 ▶ 健診結果に応じたアドバイス

**健活レポート確認方法**
パソコンやスマートフォンなどからいつでもどこでも確認可能です※
※利用時間 月曜日から金曜日：7時～25時／土曜日：7時～23時／日曜日：8時～25時　停止期間 12/30～1/3、5/3～5/5

## みんなのMYポータル機能

※「みんなのMYポータル」に登録されていない方は、別途配付されるハガキシーラーから初回登録を行なってください

**ご加入内容の照会やお知らせをご確認いただけます。**

- **ご加入内容照会**
  ご契約内容・保障内容を確認できます
- **登録情報変更**
  登録したメールアドレス・パスワード・第2パスワードの変更等を行なうことができます
- **各種お手続き**
  氏名変更や受取人変更等を行なうことができます
- **健活レポート**
  ご自身のランク判定結果・キャッシュバック金額・健診結果・疾病リスク予測・健診結果に応じたアドバイス等を、確認いただけます



## 健康サポート・キャッシュバックランク判定について

**健康診断の結果をもとにランクを３段階で判定し、ランクによりキャッシュバック金額を決定。**

### ランク判定Step

- Step 1 健康診断結果数値に基づき各項目をA～Dに区分
- ▶ Step 2 A～Dの区分と年齢・性別ごとに定めたポイントを付与
- ▶ Step 3 合計ポイントに応じてランク①～③を判定（ランク①が上位）

### ランク判定の例（41歳・男性 特定健診対象者の場合）

【単位：ポイント】

| 健康診断項目 | BMI | 血圧 | 尿蛋白 | 脂質 | 肝機能 | 糖代謝 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 健康診断結果 | 26.2 | 125/80 mmHg | (－) | 167 mg/dL | 29U/L GPT(ALT) 16U/L γ-GTP | 5.1% HbA1c |
| 区分結果 | B | A | A | B | A | A |

| 健康診断項目 | BMI | 血圧 | 尿蛋白 | 脂質 | 肝機能 | 糖代謝 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| A | 30 | **30** | **30** | 30 | **30** | **30** |
| B | **20** | 20 | 20 | **20** | 20 | 10 |
| C | 10 | 10 | 0 | 10 | 10 | 0 |
| D | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| 合計ポイント | 160ポイント |
|---|---|

| ランク判定基準 | | |
|---|---|---|
| 170ポイント以上 | 150-160ポイント | 140ポイント以下 |
| ランク① | **ランク②** | ランク③ |

### 【参考】ランク判定項目と基準値

| カテゴリー | 健康診断項目 | | 基準値（範囲） A判定 | B判定 | C判定 | D判定 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 基礎項目 | BMI<kg/㎡> | | 18.5～24.9 | 15.0～18.4<br>25.0～29.9 | 30.0～34.9 | 14.9以下<br>35.0以上 |
| 基礎項目 | 血圧 | 収縮期<mmHg> | 129以下 | 130～139 | 140～159 | 160以上 |
| 基礎項目 | 血圧 | 拡張期<mmHg> | 84以下 | 85～89 | 90～99 | 100以上 |
| 尿 | 尿蛋白 | | (－) | (±) | (+) | (2+)以上 |
| 血液 | 脂質（中性脂肪）<mg/dL> | | 30～149 | 150～299 | 300～499 | 29以下<br>500以上 |
| 血液 | 肝機能 | GPT(ALT)<U/L> | 30以下 | 31～40 | 41～50 | 51以上 |
| 血液 | 肝機能 | γ-GT(γ-GTP)<U/L> | 50以下 | 51～80 | 81～100 | 101以上 |
| 血液 | 糖代謝 | HbA1c<%> | 5.5以下 | 5.6～5.9 | 6.0～6.4 | 6.5以上 |
| 血液 | 糖代謝 | 血糖<mg/dL> | 99以下 | 100～109 | 110～125 | 126以上 |

保険期間の前年度４月～３月に受診した健康診断結果でランク判定します。
（例）保険期間令和７年４月～令和８年３月のランク判定は、令和６年４月～令和７年３月までに受診した健康診断結果を使用します。

**40歳未満の方は判定方法が異なります。**
健康サポート・キャッシュバックの詳細については、P2の二次元コードよりパンフレットにアクセスし「健康情報活用商品について」のページをご参照ください。

# 生活サポートプラン

〈年金払特約付半年払保険料併用特約付こども特約付新・団体定期保険【生命保険】〉

加入対象区分

本人　配偶者　こども

退職後継続可能

## 特長

●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。
●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

## 制度の趣旨

みなさんにもし万一（死亡）の事があった場合、残された家族は大きな支えを失うことになり、経済的にも精神的にも安定した生活を送るのが困難になります。そういった場合、共済組合の長期給付事業から、公的遺族年金が支給されますが、勤続年数等の条件により十分な給付が得られないのが現状です。「生活サポートプラン」は家族の必要生活費として（年代により異なりますが）一般的な生活費の約50%～75%相当額を、公的遺族年金と合わせて補完していきます。

## 制度の仕組み

当制度は、共済組合員同士の相互扶助制度です。一人でも多くの方にご加入いただく事によって、制度の安定につながります。みなさまのご加入のご検討をぜひお願いします。

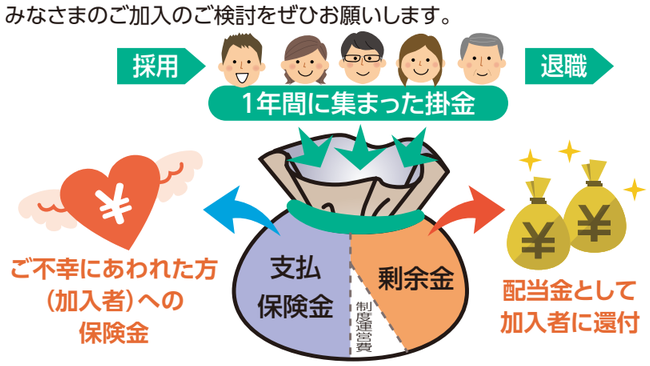


**令和5年度の支払い件数 8件**
**令和5年度の支払い金額 約16,287万円**
**令和5年度の配当率 約9.0%**

※この制度は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付されます。
※今回は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間で収支計算を行います。
※配当率は、今後変動することがありますので将来のお支払いを約束するものではありません。
※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

## 制度の内容〈31～35歳の場合〉

「生活サポートプラン」は、残された家族の必要生活費（生活に必要な食費・住宅費・衣料費・教育費等）と公的遺族年金との差額を補完します。

公的遺族年金の不足分を補う制度です。

| 在職中 | 万一の場合 | | |
|---|---|---|---|
| 月例給与 | 必要生活費 約22.6万円 | 不足する部分 約11.8万円 / 公的遺族年金 約10.8万円 | 生活サポートプラン / 公的遺族年金 |

★公的遺族年金は、家族構成等によって、給付額が少なかったり、給付されないケースがありますが「生活サポートプラン」は、その場合でも年金形式でお支払いいたします。
★「生活サポートプラン」は、共済組合員（加入者）が加入期間中に、所定の高度障害状態になった場合にも、年金形式でお支払いいたします。

〈参考〉年代別の生活資金不足額

| 年　齢 | ①必要生活費 約　万円 | ②公的遺族年金 約　万円 | ③不足分 約　万円 | 推奨される受取期間 |
|---|---|---|---|---|
| 18～25歳 | 11.2 | 2.7 | 8.5 | 30年 |
| 26～30歳 | 13.8 | 3.1 | 10.7 | 30年 |
| 31～35歳 | 22.6 | 10.8 | 11.8 | 25年 |
| 36～40歳 | 28.4 | 13.9 | 14.5 | 20年 |
| 41～45歳 | 32.3 | 14.3 | 18.0 | 15年 |
| 46～50歳 | 35.2 | 15.4 | 19.8 | 10年 |
| 51～55歳 | 37.2 | 12.7 | 24.5 | 7年 |
| 56～60歳 | 26.4 | 12.6 | 13.8 | 5年 |

どれくらい不足しているのかというと…

**社会情勢、ライフサイクルも多様に変化しています。年齢に応じた備えが必要になります。**

※左記は、「令和4年　地方公務員給与の実態」（総務省）より平均的なライフサイクルに基づき当社が算出したもので実際の受取額は所得額や家族構成等により異なります。



## コース内容〈死亡・高度障害のとき〉【加入対象区分：本人・配偶者・こども】

### 1)－① 組合員（本人）公的遺族年金補完コース

**社会情勢の変化に合わせ、月額給付期間を5年間延長したコース**

S1コース

| 年齢 | Sコース 受取期間 | 年金月額 初年度～最終年度 | 年金月額 平均 | 受取総額 | 年金原資 死亡・高度障害保険金 | 月払掛金（概算） 男性 | 月払掛金（概算） 女性 | ボーナス時 受取期間 | ボーナス給付額 初年度×年間 | 受取総額 | 年金原資 死亡・高度障害保険金 | ボーナス払掛金（概算）（1回につき） 男性 | ボーナス払掛金（概算）（1回につき） 女性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳 | 年 | 約　万円～約　万円 | 約　万円 | 約　万円 | 万円 | 円 | 円 | 年 | 約　万円×　回 | 約　万円 | 万円 | 円 | 円 |
| 15～25 | 30 | 8.2 ～ 15.5 | 11.9 | 4,284 | 3,700 | 2,812 | 1,813 | 15 | 23.4 × 2 | 852 | 800 | 3,688 | 2,376 |
| 26～30 | 30 | 8.2 ～ 15.5 | 11.9 | 4,284 | 3,700 | 2,812 | 1,813 | | | | 800 | 3,688 | 2,376 |
| 31～35 | 30 | 8.2 ～ 15.5 | 11.9 | 4,284 | 3,700 | 2,812 | 1,813 | | | | 800 | 3,688 | 2,376 |
| 36～40 | 27 | 9.3 ～ 16.6 | 12.9 | 4,207 | 3,700 | 3,589 | 3,071 | 10 | 27.4 × 2 | 622 | 600 | 3,528 | 3,018 |
| 41～45 | 22 | 11.8 ～ 19.2 | 15.5 | 4,099 | 3,700 | 4,884 | 3,700 | | | | 600 | 4,800 | 3,636 |
| 46～50 | 17 | 14.9 ～ 22.0 | 18.4 | 3,770 | 3,500 | 6,790 | 5,145 | | | | 600 | 7,056 | 5,346 |
| 51～55 | 12 | 13.7 ～ 18.2 | 16.0 | 2,306 | 2,200 | 6,556 | 4,576 | 5 | 28.6 × 2 | 303 | 300 | 5,418 | 3,780 |
| 56～60 | 10 | 8.3 ～ 10.6 | 9.5 | 1,141 | 1,100 | 5,005 | 3,047 | | | | 300 | 8,271 | 5,037 |
| 61～65 | 10 | 6.4 ～ 8.2 | 7.3 | 881 | 850 | 6,061 | 3,205 | | | | 300 | 12,963 | 6,855 |
| 継続のみ 66～69 | 10 | 6.4 ～ 8.2 | 7.3 | 881 | 850 | 9,002 | 4,335 | | | | 300 | 19,254 | 9,273 |

**公的遺族年金と合わせて毎月給与相当額の100%を確保するコース**

A1コース

| 年齢 | Aコース 受取期間 | 年金月額 初年度～最終年度 | 年金月額 平均 | 受取総額 | 年金原資 死亡・高度障害保険金 | 月払掛金（概算） 男性 | 月払掛金（概算） 女性 | ボーナス時 受取期間 | ボーナス給付額 初年度×年間 | 受取総額 | 年金原資 死亡・高度障害保険金 | ボーナス払掛金（概算）（1回につき） 男性 | ボーナス払掛金（概算）（1回につき） 女性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳 | 年 | 約　万円～約　万円 | 約　万円 | 約　万円 | 万円 | 円 | 円 | 年 | 約　万円×　回 | 約　万円 | 万円 | 円 | 円 |
| 15～25 | 25 | 8.2 ～ 14.2 | 11.2 | 3,376 | 3,000 | 2,280 | 1,470 | 15 | 20.2 × 2 | 736 | 691 | 3,186 | 2,052 |
| 26～30 | 25 | 8.2 ～ 14.2 | 11.2 | 3,376 | 3,000 | 2,280 | 1,470 | | | | 691 | 3,186 | 2,052 |
| 31～35 | 25 | 8.2 ～ 14.2 | 11.2 | 3,376 | 3,000 | 2,280 | 1,470 | | | | 691 | 3,186 | 2,052 |
| 36～40 | 22 | 9.5 ～ 15.6 | 12.5 | 3,324 | 3,000 | 2,910 | 2,490 | 10 | 19.5 × 2 | 444 | 428 | 2,517 | 2,153 |
| 41～45 | 17 | 12.7 ～ 18.9 | 15.8 | 3,231 | 3,000 | 3,960 | 3,000 | | | | 428 | 3,424 | 2,594 |
| 46～50 | 12 | 17.5 ～ 23.2 | 20.4 | 2,937 | 2,802 | 5,436 | 4,119 | | | | 428 | 5,033 | 3,813 |
| 51～55 | 7 | 18.3 ～ 21.6 | 19.9 | 1,677 | 1,643 | 4,896 | 3,417 | 5 | 19.8 × 2 | 210 | 208 | 3,756 | 2,621 |
| 56～60 | 5 | 12.5 ～ 14.0 | 13.3 | 800 | 792 | 3,604 | 2,194 | | | | 208 | 5,735 | 3,492 |
| 61～65 | 5 | 10.1 ～ 11.3 | 10.7 | 643 | 637 | 4,542 | 2,401 | | | | 208 | 8,988 | 4,753 |
| 継続のみ 66～69 | 5 | 10.1 ～ 11.3 | 10.7 | 643 | 637 | 6,746 | 3,249 | | | | 208 | 13,349 | 6,429 |

**公的遺族年金と合わせて毎月給与相当額の75%を確保するコース**

B1コース

| 年齢 | Bコース 受取期間 | 年金月額 初年度～最終年度 | 年金月額 平均 | 受取総額 | 年金原資 死亡・高度障害保険金 | 月払掛金（概算） 男性 | 月払掛金（概算） 女性 | ボーナス時 受取期間 | ボーナス給付額 初年度×年間 | 受取総額 | 年金原資 死亡・高度障害保険金 | ボーナス払掛金（概算）（1回につき） 男性 | ボーナス払掛金（概算）（1回につき） 女性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳 | 年 | 約　万円～約　万円 | 約　万円 | 約　万円 | 万円 | 円 | 円 | 年 | 約　万円×　回 | 約　万円 | 万円 | 円 | 円 |
| 15～25 | 25 | 6.4 ～ 11.1 | 8.8 | 2,647 | 2,353 | 1,788 | 1,153 | 15 | 18.6 × 2 | 676 | 635 | 2,927 | 1,886 |
| 26～30 | 25 | 6.5 ～ 11.2 | 8.8 | 2,661 | 2,365 | 1,797 | 1,159 | | | | 635 | 2,927 | 1,886 |
| 31～35 | 25 | 6.5 ～ 11.2 | 8.8 | 2,661 | 2,365 | 1,797 | 1,159 | | | | 635 | 2,927 | 1,886 |
| 36～40 | 22 | 8.2 ～ 13.4 | 10.8 | 2,869 | 2,590 | 2,512 | 2,150 | 10 | 18.7 × 2 | 425 | 410 | 2,411 | 2,062 |
| 41～45 | 17 | 11.0 ～ 16.3 | 13.6 | 2,789 | 2,590 | 3,419 | 2,590 | | | | 410 | 3,280 | 2,485 |
| 46～50 | 12 | 13.3 ～ 17.7 | 15.5 | 2,236 | 2,133 | 4,138 | 3,136 | 10 | 19.1 × 2 | 435 | 420 | 4,939 | 3,742 |
| 51～55 | 7 | 13.9 ～ 16.4 | 15.2 | 1,280 | 1,254 | 3,737 | 2,608 | 5 | 19.8 × 2 | 210 | 208 | 3,756 | 2,621 |
| 56～60 | 5 | 9.8 ～ 10.9 | 10.3 | 623 | 617 | 2,807 | 1,709 | | | | 208 | 5,735 | 3,492 |
| 61～65 | 5 | 7.8 ～ 8.7 | 8.3 | 498 | 493 | 3,515 | 1,859 | | | | 208 | 8,988 | 4,753 |
| 継続のみ 66～69 | 5 | 7.8 ～ 8.7 | 8.3 | 498 | 493 | 5,221 | 2,514 | | | | 208 | 13,349 | 6,429 |

## 掛金の負担を抑え低い負担で加入できるコース

**K1コース**

| 年齢 | Kコース 受取期間 | 年金月額 初年度～最終年度 | 年金月額 平均 | 受取総額 | 年金原資 死亡・高度障害保険金 | 月払掛金（概算） 男性 | 月払掛金（概算） 女性 | ボーナス時 受取期間 | ボーナス給付額 初年度×年間 | 受取総額 | 年金原資 死亡・高度障害保険金 | ボーナス払掛金（概算）（1回につき） 男性 | ボーナス払掛金（概算）（1回につき） 女性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳 | 年 | 約 万円 約 万円 | 約 万円 | 約 万円 | 万円 | 円 | 円 | 年 | 約 万円 回 | 約 万円 | 万円 | 円 | 円 |
| 15～25 | 25 | 4.9 ～ 8.5 | 6.7 | 2,033 | 1,807 | 1,373 | 885 | 15 | 20.2 × 2 | 736 | 691 | 3,186 | 2,052 |
| 26～30 | 25 | 4.9 ～ 8.5 | 6.7 | 2,033 | 1,807 | 1,373 | 885 | | | | 691 | 3,186 | 2,052 |
| 31～35 | 25 | 4.9 ～ 8.5 | 6.7 | 2,033 | 1,807 | 1,373 | 885 | | | | 691 | 3,186 | 2,052 |
| 36～40 | 22 | 5.0 ～ 8.1 | 6.6 | 1,745 | 1,575 | 1,528 | 1,307 | 10 | 19.5 × 2 | 444 | 428 | 2,517 | 2,153 |
| 41～45 | 17 | 6.1 ～ 9.1 | 7.6 | 1,555 | 1,444 | 1,906 | 1,444 | | | | 428 | 3,424 | 2,594 |
| 46～50 | 12 | 7.4 ～ 9.9 | 8.7 | 1,257 | 1,199 | 2,326 | 1,763 | | | | 428 | 5,033 | 3,813 |
| 51～55 | 7 | 8.0 ～ 9.5 | 8.8 | 740 | 725 | 2,161 | 1,508 | 5 | 19.8 × 2 | 210 | 208 | 3,756 | 2,621 |
| 56～60 | 5 | 7.9 ～ 8.8 | 8.4 | 504 | 499 | 2,270 | 1,382 | | | | 208 | 5,735 | 3,492 |
| 61～65 | 5 | 7.6 ～ 8.5 | 8.0 | 485 | 480 | 3,422 | 1,810 | | | | 208 | 8,988 | 4,753 |
| 継続のみ 66～69 | 5 | 7.6 ～ 8.5 | 8.0 | 485 | 480 | 5,083 | 2,448 | | | | 208 | 13,349 | 6,429 |

## 最低限準備しておきたい生計費を補完するコース

**L1コース**

| 年齢 | Lコース 受取期間 | 年金月額 初年度～最終年度 | 年金月額 平均 | 受取総額 | 年金原資 死亡・高度障害保険金 | 月払掛金（概算） 男性 | 月払掛金（概算） 女性 | ボーナス時 受取期間 | ボーナス給付額 初年度×年間 | 受取総額 | 年金原資 死亡・高度障害保険金 | ボーナス払掛金（概算）（1回につき） 男性 | ボーナス払掛金（概算）（1回につき） 女性 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳 | 年 | 約 万円 約 万円 | 約 万円 | 約 万円 | 万円 | 円 | 円 | 年 | 約 万円 回 | 約 万円 | 万円 | 円 | 円 |
| 15～25 | 25 | 3.2 ～ 5.6 | 4.4 | 1,343 | 1,194 | 907 | 585 | 15 | 20.2 × 2 | 736 | 691 | 3,186 | 2,052 |
| 26～30 | 25 | 3.2 ～ 5.6 | 4.4 | 1,343 | 1,194 | 907 | 585 | | | | 691 | 3,186 | 2,052 |
| 31～35 | 25 | 3.2 ～ 5.6 | 4.4 | 1,343 | 1,194 | 907 | 585 | | | | 691 | 3,186 | 2,052 |
| 36～40 | 22 | 3.1 ～ 5.1 | 4.1 | 1,086 | 981 | 952 | 814 | 10 | 19.5 × 2 | 444 | 428 | 2,517 | 2,153 |
| 41～45 | 17 | 3.7 ～ 5.5 | 4.6 | 947 | 880 | 1,162 | 880 | | | | 428 | 3,424 | 2,594 |
| 46～50 | 12 | 4.8 ～ 6.4 | 5.6 | 816 | 779 | 1,511 | 1,145 | 7 | 20.7 × 2 | 316 | 310 | 3,646 | 2,762 |
| 51～55 | 7 | 6.1 ～ 7.2 | 6.6 | 559 | 548 | 1,633 | 1,140 | 5 | 19.8 × 2 | 210 | 208 | 3,756 | 2,621 |
| 56～60 | 5 | 7.9 ～ 8.8 | 8.4 | 504 | 499 | 2,270 | 1,382 | | | | 208 | 5,735 | 3,492 |
| 61～65 | 5 | 7.6 ～ 8.5 | 8.0 | 485 | 480 | 3,422 | 1,810 | | | | 208 | 8,988 | 4,753 |
| 継続のみ 66～69 | 5 | 7.6 ～ 8.5 | 8.0 | 485 | 480 | 5,083 | 2,448 | | | | 208 | 13,349 | 6,429 |

## 1)－② 組合員（本人）一般コース　※一時金で受け取る制度です。

| コース | C | | E | | G | | H | | J | | Z | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 年金原資 死亡・高度障害保険金 | 2,000万円 | | 1,500万円 | | 1,000万円 | | 800万円 | | 600万円 | | 400万円 | |
| 月払掛金（概算） 年齢＼性別 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 歳 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 15～35 | 1,520 | 980 | 1,140 | 735 | 760 | 490 | 608 | 392 | 456 | 294 | 304 | 196 |
| 36～40 | 1,940 | 1,660 | 1,455 | 1,245 | 970 | 830 | 776 | 664 | 582 | 498 | 388 | 332 |
| 41～45 | 2,640 | 2,000 | 1,980 | 1,500 | 1,320 | 1,000 | 1,056 | 800 | 792 | 600 | 528 | 400 |
| 46～50 | 3,880 | 2,940 | 2,910 | 2,205 | 1,940 | 1,470 | 1,552 | 1,176 | 1,164 | 882 | 776 | 588 |
| 51～55 | 5,960 | 4,160 | 4,470 | 3,120 | 2,980 | 2,080 | 2,384 | 1,664 | 1,788 | 1,248 | 1,192 | 832 |
| 56～60 | 9,100 | 5,540 | 6,825 | 4,155 | 4,550 | 2,770 | 3,640 | 2,216 | 2,730 | 1,662 | 1,820 | 1,108 |
| 61～65 | 14,260 | 7,540 | 10,695 | 5,655 | 7,130 | 3,770 | 5,704 | 3,016 | 4,278 | 2,262 | 2,852 | 1,508 |
| 継続のみ 66～69 | 21,180 | 10,200 | 15,885 | 7,650 | 10,590 | 5,100 | 8,472 | 4,080 | 6,354 | 3,060 | 4,236 | 2,040 |



## 2）配偶者　配偶者に万一のことがあった場合、お支払いします。ホームヘルパー雇用費用等のための資金に活用出来ます。

**1,000万円コース**
**年金原資（死亡・高度障害保険金）：1,000万円**

| 年齢 | 受取期間 | 年金月額 初年度～最終年度 | 年金月額 平均 | 受取総額 | 月払掛金（概算） 男性 | 月払掛金（概算） 女性 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳 | 年 | 約 万円 約 万円 | 約 万円 | 約 万円 | 円 | 円 |
| 18～25 | 10 | 7.6 ～ 9.6 | 8.6 | 1,037 | 760 | 490 |
| 26～30 | | | | | 760 | 490 |
| 31～35 | | | | | 760 | 490 |
| 36～40 | | | | | 970 | 830 |
| 41～45 | | | | | 1,320 | 1,000 |
| 46～50 | | | | | 1,940 | 1,470 |
| 51～55 | | | | | 2,980 | 2,080 |
| 56～60 | | | | | 4,550 | 2,770 |
| 61～65 | | | | | 7,130 | 3,770 |
| 継続のみ 66～69 | | | | | 10,590 | 5,100 |

**800万円コース**
**年金原資（死亡・高度障害保険金）：800万円**

| 年齢 | 受取期間 | 年金月額 初年度～最終年度 | 年金月額 平均 | 受取総額 | 月払掛金（概算） 男性 | 月払掛金（概算） 女性 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳 | 年 | 約 万円 約 万円 | 約 万円 | 約 万円 | 円 | 円 |
| 18～25 | 5 | 12.7 ～ 14.2 | 13.4 | 808 | 608 | 392 |
| 26～30 | | | | | 608 | 392 |
| 31～35 | | | | | 608 | 392 |
| 36～40 | | | | | 776 | 664 |
| 41～45 | | | | | 1,056 | 800 |
| 46～50 | | | | | 1,552 | 1,176 |
| 51～55 | | | | | 2,384 | 1,664 |
| 56～60 | | | | | 3,640 | 2,216 |
| 61～65 | | | | | 5,704 | 3,016 |
| 継続のみ 66～69 | | | | | 8,472 | 4,080 |

**600万円コース**
**年金原資（死亡・高度障害保険金）：600万円**

| 年齢 | 受取期間 | 年金月額 初年度～最終年度 | 年金月額 平均 | 受取総額 | 月払掛金（概算） 男性 | 月払掛金（概算） 女性 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳 | 年 | 約 万円 約 万円 | 約 万円 | 約 万円 | 円 | 円 |
| 18～25 | 5 | 9.5 ～ 10.6 | 10.1 | 606 | 456 | 294 |
| 26～30 | | | | | 456 | 294 |
| 31～35 | | | | | 456 | 294 |
| 36～40 | | | | | 582 | 498 |
| 41～45 | | | | | 792 | 600 |
| 46～50 | | | | | 1,164 | 882 |
| 51～55 | | | | | 1,788 | 1,248 |
| 56～60 | | | | | 2,730 | 1,662 |
| 61～65 | | | | | 4,278 | 2,262 |
| 継続のみ 66～69 | | | | | 6,354 | 3,060 |

**400万円コース**
**年金原資（死亡・高度障害保険金）：400万円**

| 年齢 | 受取期間 | 年金月額 初年度～最終年度 | 年金月額 平均 | 受取総額 | 月払掛金（概算） 男性 | 月払掛金（概算） 女性 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 歳 | 年 | 約 万円 約 万円 | 約 万円 | 約 万円 | 円 | 円 |
| 18～25 | 5 | 6.3 ～ 7.1 | 6.7 | 404 | 304 | 196 |
| 26～30 | | | | | 304 | 196 |
| 31～35 | | | | | 304 | 196 |
| 36～40 | | | | | 388 | 332 |
| 41～45 | | | | | 528 | 400 |
| 46～50 | | | | | 776 | 588 |
| 51～55 | | | | | 1,192 | 832 |
| 56～60 | | | | | 1,820 | 1,108 |
| 61～65 | | | | | 2,852 | 1,508 |
| 継続のみ 66～69 | | | | | 4,236 | 2,040 |

## 3）こども

| 死亡・高度障害保険金 400万円〈加入申込金額〉 | |
|---|---|
| 年齢 | 月払掛金 |
| 満２歳６カ月を超え満22歳６カ月まで（令和７年４月１日現在） | 一人につき 280円 |

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、１年未満の端数について６ヵ月以下は切り捨て、６ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢40歳＝令和７年４月１日現在満39歳６ヵ月を超え満40歳６ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※記載の掛金は概算掛金であって正規掛金は申込締切後３ヵ月以内に算出し概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。

### ご加入に際して

※この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者・こどもの保険金額未満となった場合は自動的に配偶者・こどもを本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。
※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命保険相互会社の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
※配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
※本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
※配偶者・こどもの年金原資（保険金額）は本人の年金原資と同額またはそれ以下で申込みください。
※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
※こどもは本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）に限ります。
※年金原資とは、死亡または高度障害保険金（一時金）のことです。
※死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
※半年払保険部分のみの加入はできません。
※配偶者およびこども特約の掛金は月払のみです。

# New 治療費支援制度

〈家族特約付治療支援給付特約付先進医療給付特約付無配当団体医療保険【生命保険】〉

加入対象区分：本人／配偶者／こども

**退職後継続可能**

## 特長

●病気やケガで入院した場合、給付金をお支払いします。
●入院を伴わない手術や放射線治療を受けた場合、給付金をお支払いします。
●先進医療による療養を受けた場合、給付金をお支払いします。

対象となる先進医療については、パンフレットの「給付金に関するご注意」をご確認ください。
※「退職後終身医療保険」の制度内容・掛金等詳細については、明治安田生命保険相互会社中部公法人部　北陸公法人推進部までお問い合わせください。

**治療費支援制度は退職後終身医療保険に移行（加入）することができます。※**
（保険年齢68歳になる更新案内時に資料を送付いたします。）

## 保障内容

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約
支援給付金額（コース）本人・配偶者：5万円・2.5万円、こども：2.5万円

| 加入対象区分 | コース名 | 病気・ケガで入院をしたとき（1日以上の入院で1回目、31日目で2回目、以降30日ごとに1回）<br>＜治療支援給付特約＞〔入院支援給付金〕 | 入院を伴わない手術を受けたとき（診療報酬点数合計2,000点以上）<br>＜治療支援給付特約＞〔外来手術給付金〕 | 入院を伴わない放射線治療を受けたとき<br>＜治療支援給付特約＞〔外来放射線治療給付金〕 | 先進医療による療養を受けたとき（入院を伴わない場合も対象）<br>＜先進医療給付特約＞〔先進医療給付金〕 |
|---|---|---|---|---|---|
| 本人<br>配偶者 | 5万円コース | 5万円 | 5万円 | 5万円 | 先進医療の技術に係る費用と同額（通算2,000万円限度） |
| こども | 2.5万円コース | 2.5万円 | 2.5万円 | 2.5万円 | |

※入院支援給付金のお支払は、1入院について5回、通算して36回を限度とします。
※外来手術給付金のお支払は、手術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる手術とします。
※外来放射線治療給付金のお支払は、放射線治療の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。お支払回数の通算限度はありません。なお、同給付金のお支払条件は、公的医療保険制度における保険給付の対象となる放射線治療とします。
※先進医療給付金のお支払は、通算して2,000万円を限度とします。
※「入院日数」は、暦の上での日単位として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払の有無などを参考にして判断します。

## 月払掛金

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

月払掛金（概算）　（単位：円）

| コース（支援給付金額） | | 5万円コース | | 2.5万円コース | |
|---|---|---|---|---|---|
| 性別 | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 本人・配偶者 | 15歳～20歳 | 565 | 455 | 320 | 265 |
| | 21歳～25歳 | 490 | 650 | 283 | 363 |
| | 26歳～30歳 | 505 | 890 | 290 | 483 |
| | 31歳～35歳 | 540 | 1,000 | 308 | 538 |
| | 36歳～40歳 | 660 | 980 | 368 | 528 |
| | 41歳～45歳 | 805 | 955 | 440 | 515 |
| | 46歳～50歳 | 1,045 | 1,045 | 560 | 560 |
| | 51歳～55歳 | 1,350 | 1,175 | 713 | 625 |
| | 56歳～60歳 | 1,840 | 1,380 | 958 | 728 |
| | 61歳～65歳 | 2,475 | 1,715 | 1,275 | 895 |
| | 66歳～69歳 | 2,870 | 2,160 | 1,473 | 1,118 |
| こども | 0歳～25歳 | — | — | 380 | 380 |

※更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
※記載の月払掛金は、概算掛金です。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢40歳＝令和7年4月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。



# New 長期所得補償保険

〈精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険【損害保険】〉

加入対象区分：本人

**退職後継続できません**

## 特長

●病気やケガにより所定の就業障害が免責期間を超えて継続した場合、保険金をお支払いします。（注）
（注）免責期間中に就業復帰した場合はお支払い対象となりません。
●就業障害が継続する限り、補償対象期間を限度に、長期にわたって保険金をお支払いします。
●入院だけでなく、医師の指示による自宅療養も保険金お支払いの対象となります。

## 給付のしくみ　保険金月額10.0万円の場合

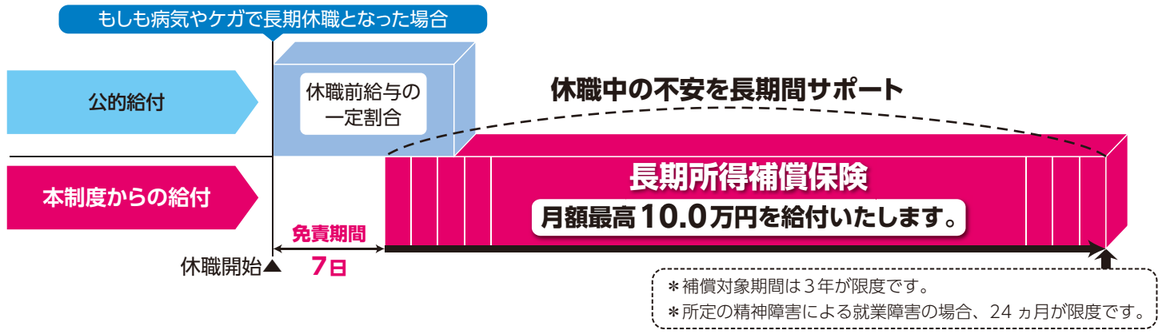


## 月払掛金

| 年齢（歳） | 免責期間 | 補償対象期間 | Aコース 保険金月額12.0万円 | | Bコース 保険金月額10.0万円 | | Cコース 保険金月額8.0万円 | | Dコース 保険金月額6.0万円 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 15～24歳 | 7日 | 3年 | 2,058円 | 1,343円 | 1,715円 | 1,120円 | 1,372円 | 896円 | 1,029円 | 672円 |
| 25～29歳 | | | 2,196 | 1,768 | 1,830 | 1,473 | 1,464 | 1,179 | 1,098 | 884 |
| 30～34歳 | | | 2,388 | 2,384 | 1,990 | 1,987 | 1,592 | 1,589 | 1,194 | 1,192 |
| 35～39歳 | | | 2,699 | 3,198 | 2,249 | 2,665 | 1,799 | 2,132 | 1,349 | 1,599 |
| 40～44歳 | | | 3,257 | 4,146 | 2,714 | 3,455 | 2,172 | 2,764 | 1,629 | 2,073 |
| 45～49歳 | | | 4,130 | 5,122 | 3,442 | 4,268 | 2,754 | 3,415 | 2,065 | 2,561 |
| 50～54歳 | | | 5,306 | 5,999 | 4,422 | 4,999 | 3,537 | 3,999 | 2,653 | 3,000 |
| 55～59歳 | | | 7,092 | 6,913 | 5,910 | 5,761 | 4,728 | 4,609 | 3,546 | 3,457 |
| 60～64歳 | | | 9,936 | 8,077 | 8,280 | 6,731 | 6,624 | 5,385 | 4,968 | 4,039 |

| 年齢（歳） | 免責期間 | 補償対象期間 | Eコース 保険金月額5.0万円 | | Fコース 保険金月額4.0万円 | | Gコース 保険金月額3.0万円 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 | 男性 | 女性 |
| 15～24歳 | 7日 | 3年 | 858円 | 560円 | 686円 | 448円 | 515円 | 336円 |
| 25～29歳 | | | 915 | 737 | 732 | 589 | 549 | 442 |
| 30～34歳 | | | 995 | 993 | 796 | 795 | 597 | 596 |
| 35～39歳 | | | 1,125 | 1,333 | 900 | 1,066 | 675 | 800 |
| 40～44歳 | | | 1,357 | 1,727 | 1,086 | 1,382 | 814 | 1,036 |
| 45～49歳 | | | 1,721 | 2,134 | 1,377 | 1,707 | 1,033 | 1,281 |
| 50～54歳 | | | 2,211 | 2,500 | 1,769 | 2,000 | 1,326 | 1,500 |
| 55～59歳 | | | 2,955 | 2,881 | 2,364 | 2,304 | 1,773 | 1,728 |
| 60～64歳 | | | 4,140 | 3,365 | 3,312 | 2,692 | 2,484 | 2,019 |

※掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
※年齢は令和7年4月1日現在の満年齢です。
※記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。
※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
【お取扱いできない事項の例】
●保険期間中のコース変更（増額・減額等）
●保険期間の変更　●掛金の払込方法の変更　など

# 医療保障保険

〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）【生命保険】〉

加入対象区分

本人　配偶者　こども

**退職後継続可能**

## 特長

●病気やケガで継続して２日以上入院した場合、入院給付金を１日目からお支払いします。
●配偶者・こどもも加入できます。
●1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお返しします。

**医療保障保険は退職後終身医療保険に移行（加入）することができます。※**
（保険年齢68歳になる更新案内時に資料を送付いたします。）

※「退職後終身医療保険」の制度内容・掛金等詳細については、明治安田生命保険相互会社中部公法人部　北陸公法人推進部までお問い合わせください。

### 病気による入院

胃潰瘍、十二指腸潰瘍、盲腸　など

異常分娩　など

糖尿病、高血圧、心臓病、脳出血　など

### ケガによる入院

交通事故　など

スポーツ中の事故　など

その他の事故　など

## 給付内容【加入対象区分：本人・配偶者・こども】

| 加入対象区分 | 本　人 | | | 配偶者 | | こども | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 申込口数 | 8口 | 5口 | 3口 | 5口 | 3口 | 5口 | 3口 |
| **入院給付金（病気・ケガで継続して２日以上入院したとき）** | | | | | | | |
| 全年齢共通 | 日額8,000円 | 日額5,000円 | 日額3,000円 | 日額5,000円 | 日額3,000円 | 日額5,000円 | 日額3,000円 |
| **死亡保険金（死亡したとき）** | | | | | | | |
| 15～19歳 | 60.69万円 | 63.79万円 | 65.86万円 | 29.31万円 | 31.38万円 | 3歳～22歳 一律 47.73万円 | 3歳～22歳 一律 19.55万円 |
| 20～24歳 | 81.43万円 | 73.21万円 | 79.64万円 | 37.50万円 | 43.93万円 | | |
| 25～29歳 | 77.14万円 | 75.00万円 | 73.57万円 | 39.29万円 | 37.86万円 | | |
| 30～34歳 | 70.00万円 | 83.93万円 | 57.50万円 | 12.50万円 | 21.79万円 | | |
| 35～39歳 | 68.00万円 | 80.00万円 | 54.67万円 | 13.33万円 | 21.33万円 | | |
| 40～44歳 | 71.11万円 | 79.17万円 | 75.28万円 | 23.61万円 | 19.72万円 | | |
| 45～49歳 | 58.18万円 | 53.41万円 | 72.95万円 | 30.68万円 | 27.50万円 | | |
| 50～54歳 | 53.10万円 | 52.59万円 | 52.24万円 | 18.10万円 | 17.76万円 | | |
| 55～59歳 | 56.09万円 | 58.05万円 | 55.52万円 | 12.07万円 | 21.03万円 | | |
| 60～64歳 | 58.21万円 | 57.84万円 | 52.61万円 | 13.06万円 | 15.30万円 | | |
| 65歳 | 52.06万円 | 52.87万円 | 56.60万円 | 14.59万円 | 13.54万円 | | |
| 継続のみ 66～69歳 | 52.06万円 | 52.87万円 | 56.60万円 | 14.59万円 | 13.54万円 | | |

| | | |
|---|---|---|
| 入院給付金 | 給付事由 | 加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害、または発病した疾病により保険期間中に治療を目的として継続して２日以上入院したとき。 |
| | 給付内容 | 入院給付金日額×入院日数をお支払いします。 |
| 死亡保険金 | 給付事由 | 保険期間中に死亡したとき。 |
| | 給付内容 | 死亡保険金額 |

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、１回の入院について124日を限度とします。
※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。



## 月払掛金

| 加入対象区分 | 本　人 | | | 配偶者 | | こども | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 申込口数 | 8口 | 5口 | 3口 | 5口 | 3口 | 5口 | 3口 |
| 15～19歳 | 1,800円 | 1,200円 | 800円 | 1,100円 | 700円 | 3歳～22歳 一律 1,200円 | 3歳～22歳 一律 700円 |
| 20～24歳 | 2,300円 | 1,500円 | 1,000円 | 1,400円 | 900円 | | |
| 25～29歳 | 2,600円 | 1,700円 | 1,100円 | 1,600円 | 1,000円 | | |
| 30～34歳 | 2,700円 | 1,800円 | 1,100円 | 1,600円 | 1,000円 | | |
| 35～39歳 | 2,700円 | 1,800円 | 1,100円 | 1,600円 | 1,000円 | | |
| 40～44歳 | 3,000円 | 2,000円 | 1,300円 | 1,800円 | 1,100円 | | |
| 45～49歳 | 3,400円 | 2,200円 | 1,500円 | 2,100円 | 1,300円 | | |
| 50～54歳 | 4,300円 | 2,800円 | 1,800円 | 2,600円 | 1,600円 | | |
| 55～59歳 | 5,600円 | 3,700円 | 2,400円 | 3,300円 | 2,100円 | | |
| 60～64歳 | 7,700円 | 5,100円 | 3,300円 | 4,500円 | 2,800円 | | |
| 65歳 | 11,000円 | 7,300円 | 4,900円 | 6,500円 | 4,000円 | | |
| 継続のみ 66～69歳 | 11,000円 | 7,300円 | 4,900円 | 6,500円 | 4,000円 | | |

※記載の年齢以外の方の掛金は保険会社までお問い合わせください。
※いずれか1種類を選んでください。
※申込口数は、本人８口、５口、３口、配偶者５口、３口、こども５口、３口のみ取扱います。
※上記は、加入者が1,000名以上の場合の掛金です。したがって実際の加入者数が異なれば、上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させて頂きます。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、１年未満の端数について６ヵ月以下は切り捨て、６ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢40歳=令和７年４月１日現在満39歳６ヵ月を超え満40歳６ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の給付金および、配偶者、こどもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者（本人）です。

## 配当金　1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

**令和5年度配当実績**
**約33.6%**

配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
記載の配当金額は、令和5年度決算配当率に基づいており、給付金・保険金のお支払実績は161件約1,185万円でした。
配当率は、今後変動することがありますので、記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。

**【配偶者・こどもの加入についてのご注意】**
※こどもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
※配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
※本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
※配偶者・こどもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。
※こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。

医療保障保険のご加入は、生活サポートプランの加入が必要です。
配偶者・こどもだけのご加入はできません。本人が脱退した場合には、配偶者・こどもは同時に脱退となります。

# Wide医療

〈医療保険【損害保険】〉

加入対象区分

本人　配偶者

退職後継続可能

## 特長

●病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。
●三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、上乗せして保険金をお支払いします。
●所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

## 給付内容【加入対象区分：本人・配偶者】

〈入院保険金日額・手術基準日額：8,000円・5,000円・3,000円、介護保険金額：100万円〉
日額5,000円に加入の場合

### 以下の疾病による入院・手術の場合にお支払いします。

| | | 日額5,000円に加入の場合 |
|---|---|---|
| 入　院 | 三大疾病・糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病で入院<br>〈三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金〉 | 5,000円×入院日数（124日限度）<br>三大疾病は支払日数無制限 |
| 手　術 | 三大疾病で所定の手術<br>〈三大疾病手術保険金〉 | 手術の種類により<br>5万円・10万円・20万円 |
| | 糖尿病・高血圧性疾患・腎臓病・肝臓病で所定の手術<br>〈糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金〉 | |
| | 疾病、傷害により所定の手術<br>〈疾病手術保険金、傷害手術保険金〉 | |

### 女性疾病による入院・手術の場合にお支払いします。

| | | |
|---|---|---|
| 入　院 | 女性疾病で入院<br>〈女性疾病入院保険金〉 | +5,000円×入院日数（124日限度） |
| 手　術 | 女性疾病で所定の手術<br>〈女性疾病手術保険金〉 | 手術の種類により<br>+5万円・+10万円・+20万円 |

### 女性が特定障害で所定の形成術等を受けた場合にも、保険金をお支払いします。

| | | |
|---|---|---|
| 所定の形成術等 | 乳房切除術（生検を除く）<br>〈女性疾病手術保険金〉 | 20万円 |
| | 植皮術・瘢痕（はんこん）形成術（非観血手術を除く）<br>〈女性疾病手術保険金〉 | 10万円 |
| | 外反母趾（足指の後天性変形）に対する形成術（非観血手術を除く）<br>〈女性疾病手術保険金〉 | 10万円 |

### 所定の要介護状態になった場合にも、保険金をお支払いします。

| | | |
|---|---|---|
| 介　護 | 所定の要介護状態<br>〈介護保険金〉 | 100万円（1回限度） |

◎『三大疾病』とは、「がん（上皮内がんを含みます。）、急性心筋梗塞、脳卒中」を指します。
◎『女性疾病』には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。
＊糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき124日、通算して700日を限度とします。
＊三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
＊手術保険金のお支払回数に限度はありません。ただし、お支払い回数を施術開始日から60日間の間に1回に制限している手術の種類があります。手術の種類の詳細については、当社約款に掲載しています。
＊介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

＊本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
【お取扱いできない事項の例】
●保険期間中のコース変更（保険金額の増額・減額等）
●保険期間の変更
●掛金の払込方法の変更
など
※この制度には配当金および解約返れい金はありません。医療保障保険とWide医療ではお支払対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。詳細はパンフレットをご確認ください。



## 月払掛金

| 年齢 | 日額8,000円 | | 日額5,000円 | | 日額3,000円 | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 男性（8Mコース） | 女性（8Wコース） | 男性（5Mコース） | 女性（5Wコース） | 男性（3Mコース） | 女性（3Wコース） |
| 15歳 | 740円 | 1,230円 | 480円 | 780円 | 300円 | 480円 |
| 16～20歳 | 800円 | 1,290円 | 520円 | 820円 | 320円 | 500円 |
| 21～25歳 | 840円 | 1,390円 | 540円 | 880円 | 340円 | 540円 |
| 26～30歳 | 950円 | 1,750円 | 590円 | 1,080円 | 360円 | 650円 |
| 31～35歳 | 970円 | 1,650円 | 620円 | 1,040円 | 380円 | 630円 |
| 36～40歳 | 990円 | 1,710円 | 630円 | 1,070円 | 370円 | 640円 |
| 41～45歳 | 1,060円 | 1,950円 | 660円 | 1,210円 | 420円 | 750円 |
| 46～50歳 | 1,240円 | 2,320円 | 800円 | 1,470円 | 490円 | 890円 |
| 51～55歳 | 2,010円 | 3,250円 | 1,280円 | 2,050円 | 790円 | 1,250円 |
| 56～60歳 | 2,950円 | 4,330円 | 1,890円 | 2,750円 | 1,200円 | 1,710円 |
| 61～65歳 | 4,420円 | 5,850円 | 2,880円 | 3,770円 | 1,840円 | 2,370円 |
| 継続のみ 66～69歳 | 6,310円 | 7,750円 | 4,180円 | 5,080円 | 2,760円 | 3,300円 |

※掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢40歳＝令和7年4月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
※記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

Wide医療のご加入は、医療保障保険とセットかつ同日額でのご加入が必要になります。配偶者だけのご加入はできません。こどもはご加入できません。本人が脱退した場合には、配偶者は同時に脱退となります。

# 三大疾病支援制度

健活CB

〈健康サポート・キャッシュバック特約（集団定期用）付、7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約付、リビング・ニーズ特約付、代理請求特約［Y］付集団扱無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）【生命保険】〉

加入対象区分

本人　配偶者

**退職後継続可能**

## 特長

●特定疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中）の治療費として保険金をお支払いします。
●死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金をお支払いします。
●特約を付加した場合、7大疾病（悪性新生物（がん）・急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変）および悪性新生物（がん）・上皮内新生物の治療費として保険金をお支払いします。

## 保障内容【加入対象区分：本人・配偶者】

| 保障区分 | 保障内容 | 申込保険金額 300万円 | 申込保険金額 200万円 | 申込保険金額 100万円 |
|---|---|---|---|---|
| 主契約 | ○所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき<br>○急性心筋梗塞・脳卒中を発病して、所定の状態になられたとき<br>○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき<br>特定疾病保険金（※1） | 300万円 | 200万円 | 100万円 |
| | ○死亡・所定の高度障害状態のとき<br>死亡・高度障害保険金（※1） | | | |
| 7大疾病保障特約 | ○所定の悪性新生物（がん）と診断確定されたとき<br>○急性心筋梗塞・脳卒中・重度の糖尿病・重度の高血圧性疾患・慢性腎不全・肝硬変を発病して、所定の状態になられたとき<br>○急性心筋梗塞・脳卒中の治療のために、所定の手術を受けられたとき<br>7大疾病保険金（※2） | 150万円 | 100万円 | 50万円 |
| がん・上皮内新生物保障特約 | ○所定の悪性新生物（がん）・上皮内新生物と診断確定されたとき<br>がん・上皮内新生物保険金（※2） | 30万円 | 20万円 | 10万円 |

（※1）特定疾病保険金と死亡・高度障害保険金とは重複しては支払われません。
（※2）7大疾病保険金は主契約保険金の5割、がん・上皮内新生物保険金は主契約保険金の1割となります。
**≪リビング・ニーズ特約≫余命6か月以内と判断されるとき、主契約の死亡保険金の前払請求ができます。**

## 保険金ごとの保障イメージ〈お申込金額300万円の場合〉

| 保険金種類 | | お支払事由：死亡・高度障害 | 特定疾病：悪性新生物（がん）（※） | 特定疾病：急性心筋梗塞 | 特定疾病：脳卒中 | その他の4疾病：重度の糖尿病 重度の高血圧性疾患（高血圧性網膜症） 慢性腎不全 肝硬変 | 上皮内新生物 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 主契約 | 特定疾病保険金 死亡・高度障害保険金 | お支払事由のいずれかに該当で300万円 | | | | | |
| 特約 | 7大疾病保険金 | | お支払事由のいずれかに該当で150万円 | | | | |
| 特約 | がん・上皮内新生物保険金 | | ← | お支払事由のいずれかに該当で30万円 | | | → |
| お支払事由ごとの保険金額合計 | | 300万円 | 480万円 | 450万円 | 450万円 | 150万円 | 30万円 |

（※）「特定疾病保険金」および「7大疾病保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんを含みません。
「がん・上皮内新生物保険金」の場合は、悪性黒色腫以外の皮膚がんも含みます。

### 7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約に関する注意事項

●7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金のお支払いは、それぞれ1回のみです。
●7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約は、それぞれ7大疾病保険金、がん・上皮内新生物保険金が支払われた場合に消滅します。
●特定疾病保険金、死亡保険金または高度障害保険金のいずれかが支払われた場合、主契約である無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）は消滅します。この場合、同時に7大疾病保障特約、がん・上皮内新生物保障特約も消滅します。



## 月払掛金

保険期間1年、集団扱月払、主契約保険金額 300万円・200万円・100万円

**男性**（単位：円）

本人・配偶者

| 申込保険金額 | 300万円 | | | | 200万円 | | | | 100万円 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 保険年齢 | 主契約 300万円 | 7大疾病保障特約 150万円 | がん・上皮内新生物保障特約 30万円 | 合計月払掛金 | 主契約 200万円 | 7大疾病保障特約 100万円 | がん・上皮内新生物保障特約 20万円 | 合計月払掛金 | 主契約 100万円 | 7大疾病保障特約 50万円 | がん・上皮内新生物保障特約 10万円 | 合計月払掛金 |
| 15歳 | 321 | 150 | 36 | 507 | 214 | 100 | 24 | 338 | 107 | 50 | 12 | 169 |
| 16～20歳 | 444 | 195 | 39 | 678 | 296 | 130 | 26 | 452 | 148 | 65 | 13 | 226 |
| 21～25歳 | 597 | 210 | 39 | 846 | 398 | 140 | 26 | 564 | 199 | 70 | 13 | 282 |
| 26～30歳 | 612 | 240 | 42 | 894 | 408 | 160 | 28 | 596 | 204 | 80 | 14 | 298 |
| 31～35歳 | 759 | 315 | 48 | 1,122 | 506 | 210 | 32 | 748 | 253 | 105 | 16 | 374 |
| 36～40歳 | 1,032 | 405 | 60 | 1,497 | 688 | 270 | 40 | 998 | 344 | 135 | 20 | 499 |
| 41～45歳 | 1,434 | 585 | 90 | 2,109 | 956 | 390 | 60 | 1,406 | 478 | 195 | 30 | 703 |
| 46～50歳 | 2,403 | 1,020 | 141 | 3,564 | 1,602 | 680 | 94 | 2,376 | 801 | 340 | 47 | 1,188 |
| 51～55歳 | 3,996 | 1,620 | 216 | 5,832 | 2,664 | 1,080 | 144 | 3,888 | 1,332 | 540 | 72 | 1,944 |
| 56～60歳 | 6,264 | 2,760 | 372 | 9,396 | 4,176 | 1,840 | 248 | 6,264 | 2,088 | 920 | 124 | 3,132 |
| 61～65歳 | 9,771 | 4,395 | 681 | 14,847 | 6,514 | 2,930 | 454 | 9,898 | 3,257 | 1,465 | 227 | 4,949 |
| 継続のみ 66～69歳 | 14,472 | 6,345 | 1,044 | 21,861 | 9,648 | 4,230 | 696 | 14,574 | 4,824 | 2,115 | 348 | 7,287 |

**女性**（単位：円）

本人・配偶者

| 申込保険金額 | 300万円 | | | | 200万円 | | | | 100万円 | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 保険年齢 | 主契約 300万円 | 7大疾病保障特約 150万円 | がん・上皮内新生物保障特約 30万円 | 合計月払掛金 | 主契約 200万円 | 7大疾病保障特約 100万円 | がん・上皮内新生物保障特約 20万円 | 合計月払掛金 | 主契約 100万円 | 7大疾病保障特約 50万円 | がん・上皮内新生物保障特約 10万円 | 合計月払掛金 |
| 15歳 | 306 | 165 | 36 | 507 | 204 | 110 | 24 | 338 | 102 | 55 | 12 | 169 |
| 16～20歳 | 369 | 195 | 45 | 609 | 246 | 130 | 30 | 406 | 123 | 65 | 15 | 203 |
| 21～25歳 | 444 | 225 | 75 | 744 | 296 | 150 | 50 | 496 | 148 | 75 | 25 | 248 |
| 26～30歳 | 567 | 300 | 96 | 963 | 378 | 200 | 64 | 642 | 189 | 100 | 32 | 321 |
| 31～35歳 | 813 | 435 | 135 | 1,383 | 542 | 290 | 90 | 922 | 271 | 145 | 45 | 461 |
| 36～40歳 | 1,200 | 660 | 183 | 2,043 | 800 | 440 | 122 | 1,362 | 400 | 220 | 61 | 681 |
| 41～45歳 | 1,758 | 1,095 | 240 | 3,093 | 1,172 | 730 | 160 | 2,062 | 586 | 365 | 80 | 1,031 |
| 46～50歳 | 2,220 | 1,425 | 300 | 3,945 | 1,480 | 950 | 200 | 2,630 | 740 | 475 | 100 | 1,315 |
| 51～55歳 | 2,907 | 1,815 | 309 | 5,031 | 1,938 | 1,210 | 206 | 3,354 | 969 | 605 | 103 | 1,677 |
| 56～60歳 | 3,585 | 2,415 | 357 | 6,357 | 2,390 | 1,610 | 238 | 4,238 | 1,195 | 805 | 119 | 2,119 |
| 61～65歳 | 5,094 | 2,865 | 483 | 8,442 | 3,396 | 1,910 | 322 | 5,628 | 1,698 | 955 | 161 | 2,814 |
| 継続のみ 66～69歳 | 6,732 | 3,825 | 543 | 11,100 | 4,488 | 2,550 | 362 | 7,400 | 2,244 | 1,275 | 181 | 3,700 |

※記載の年齢以外の方の掛金は保険会社までお問い合わせください。
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢40歳＝令和7年4月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。
※この制度の掛金は年単位の契約応当日ごとの主契約の総保険金額により割引が適用される場合があります。記載の掛金は主契約の総保険金額30億円以上100億円未満の場合の掛金です。したがって、実際の主契約の総保険金額が異なれば、掛金も異なる場合があります。その場合は年単位の契約応当日より正規掛金を適用します。
※記載の掛金等は、パンフレット作成時点の基礎率により計算されています。実際の掛金等はご加入（増額）および更新時の基礎率により決定しますので、今後の基礎率の改定により掛金等も改定されることがあります。
※加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害により180日以内に「ご契約のしおり　約款」に定める身体障害の状態になられたときは、その後の掛金のお払込みを免除し、掛金が引き続き払い込まれたものとしてお取扱いします。
※特約の付加は65歳までです。
※本人および配偶者の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただきます。それ以外の保険金の受取人は被保険者となります。
（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

# 職場復帰支援制度

〈特定精神障害給付特約付団体総合就業不能保障保険【生命保険】〉

加入対象区分

本人

**退職後継続できません**

## 特長

●就業不能状態が不支給期間を超えて継続した場合、給付金をお支払いします。

## 保障内容 【加入対象区分：本人】

| 給付内容 | 基準給付金月額 | |
|---|---|---|
| | 10万円コース | 5万円コース |
| 就業不能状態が20日を超えて継続したとき<br>（毎月の支払基準日（注）まで継続するごとに1回、最大18回）<br>**主契約【就業不能給付金】または特定精神障害給付特約【特定精神障害給付金】** | **10万円** | **5万円** |

（注）第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。
ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。（特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。）

※就業不能給付金の支払われる回数が36回の通算支払限度に達した場合には、この契約は消滅します。
※特定精神障害給付金の支払われる回数が18回の通算支払限度に達した場合には、特定精神障害給付特約は消滅します。

## 保障額イメージ

就業不能給付金＋特定精神障害給付金　不支給期間20日・基準給付金月額５万円

**事例：精神疾患により4月1日から就業不能状態が継続し、12月1日に職場復帰した場合**

※就業不能給付金のお支払いは1つの継続した就業不能状態で18回、通算して36回を限度とします。特定精神障害給付金のお支払いは通算して18回を限度とします。就業不能給付金と特定精神障害給付金は重複して支払われません。

※詳細はパンフレットをご確認ください。
※対象となる精神疾患の例：気分（感情）障害、神経症性障害、統合失調症　ほか

## 月払掛金

基本保障：主契約・特定精神障害給付特約　（単位：円）

| 申込コース（基準給付金月額） | 10万円コース | | 5万円コース | |
|---|---|---|---|---|
| 年齢 | 男　性 | 女　性 | 男　性 | 女　性 |
| 15～20歳 | 990 | 1,080 | 495 | 540 |
| 21～25歳 | 1,010 | 1,060 | 505 | 530 |
| 26～30歳 | 1,020 | 1,290 | 510 | 645 |
| 31～35歳 | 1,140 | 1,470 | 570 | 735 |
| 36～40歳 | 1,250 | 1,490 | 625 | 745 |
| 41～45歳 | 1,350 | 1,710 | 675 | 855 |
| 46～50歳 | 1,640 | 2,000 | 820 | 1,000 |
| 51～55歳 | 2,110 | 2,170 | 1,055 | 1,085 |
| 56～60歳 | 3,020 | 2,670 | 1,510 | 1,335 |
| 61～65歳 | 4,350 | 3,560 | 2,175 | 1,780 |
| 66～69歳 | 5,360 | 3,750 | 2,680 | 1,875 |

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、１年未満の端数について６ヵ月以下は切り捨て、６ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。
（例）保険年齢40歳=令和７年４月1日現在満39歳６ヵ月を超え満40歳６ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※記載の掛金は加入者が1,000名以上1,999名以下の場合の掛金です。したがって実際の加入者数が異なれば上記掛金は異なりますので、その場合は初回に遡って正規掛金を適用させていただきます。

## 配当金　1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いいたします。

**令和5年度配当実績**
**約13.7%**

配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
記載の配当金額は、令和5年度決算配当率に基づいており、給付金・保険金のお支払実績は6件　105万円でした。
配当率は、今後変動することがありますので、記載の配当金額は将来のお支払いを約束するものではありません。

職場復帰支援制度のご加入は、生活サポートプランの加入が必要です。配偶者・こどものご加入はできません。



# 傷害総合保険

〈天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付傷害総合保険【損害保険】〉

加入対象区分

本人　配偶者　こども

**退職後制度として、一時払退職後傷害保険をご案内します（P25、26）**

## 特長

●急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
●日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。
●国内・海外を問わず、様々な傷害事故を補償。
●入院・通院補償は１日目からお支払いします。（請求金額が10万円以下の場合、原則診断書の取り付けは不要です。）
●日常生活での賠償事故を1,000万円または5,000万円まで補償。
●傷害により要介護状態となった場合補償。

## 補償タイプ

### ■本　人

| コース | 家族型 | 個人型 | | |
|---|---|---|---|---|
| | CF | C1 | C2 | C3 |
| 月払掛金 | 3,580円 | 1,060円 | 1,560円 | 2,060円 |
| 死亡保険金額 | 10万円 | 10万円 | 10万円 | 10万円 |
| 後遺障害保険金額（程度により） | 0.4～10万円 | 0.4～10万円 | 0.4～10万円 | 0.4～10万円 |
| 入院保険金日額（1日につき） | 3,800円 | 3,700円 | 5,800円 | 9,400円 |
| 通院保険金日額（1日につき） | 3,300円 | 3,200円 | 5,000円 | 6,400円 |
| 手術保険金額（状況により） | 1.9・3.8万円 | 1.85・3.7万円 | 2.9・5.8万円 | 4.7・9.4万円 |
| 賠償責任保険金額（免責金額なし） | 5,000万円 | | | |
| 介護保険金額 | 年額120万円 | | | |
| 携行品損害保険金額（免責金額3,000円） | 10万円 | | | |

| コース | 家族型 | 個人型 | | |
|---|---|---|---|---|
| | F | 1 | 2 | 3 |
| 月払掛金 | 3,500円 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |
| 死亡保険金額 | 10万円 | 10万円 | 10万円 | 10万円 |
| 後遺障害保険金額（程度により） | 0.4～10万円 | 0.4～10万円 | 0.4～10万円 | 0.4～10万円 |
| 入院保険金日額（1日につき） | 3,800円 | 4,000円 | 6,200円 | 9,700円 |
| 通院保険金日額（1日につき） | 3,290円 | 3,100円 | 4,900円 | 6,300円 |
| 手術保険金額（状況により） | 1.9・3.8万円 | 2.0・4.0万円 | 3.1・6.2万円 | 4.85・9.7万円 |
| 賠償責任保険金額（免責金額なし） | 1,000万円 | | | |
| 介護保険金額 | 年額120万円 | | | |

### ■配偶者・こども

| コース | 個人型 | | |
|---|---|---|---|
| | 配偶者:H1　こども:K1 | 配偶者:H2　こども:K2 | 配偶者:H3　こども:K3 |
| 月払掛金 | 1,000円 | 1,500円 | 2,000円 |
| 死亡保険金額 | 10万円 | 10万円 | 10万円 |
| 後遺障害保険金額（程度により） | 0.4～10万円 | 0.4～10万円 | 0.4～10万円 |
| 入院保険金日額（1日につき） | 4,800円 | 6,900円 | 10,400円 |
| 通院保険金日額（1日につき） | 3,100円 | 4,900円 | 6,300円 |
| 手術保険金額（状況により） | 2.4・4.8万円 | 3.45・6.9万円 | 5.2・10.4万円 |
| 賠償責任保険金額（免責金額なし） | —（注） | | |
| 介護保険金額 | 年額120万円 | | |

（注）賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。
本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方に含みます（未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。）。
・配偶者　　・本人またはその配偶者の同居の親族
・本人またはその配偶者の別居の未婚の子
なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

※いずれか１種類を選んでください。
※上記保険金は、概算保険金です。適用となる保険金は変動する可能性があります。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。
【お取扱いできない事項の例】
●保険期間中のコース変更（保険金額の増額・減額、家族型・個人型の型の変更等）
●保険期間の変更　　●掛金の払込方法の変更　　など
ただし、家族型のコースにご加入の場合、家族構成の変動により補償対象者が減少したときは掛金が変わることがありますので、団体窓口にご連絡ください。
※この制度には配当金および解約返れい金はありません。

# 現在「所得補償保険」(引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社)にご加入されているみなさまへの大切なご案内

次回更新日（令和7年4月1日）より「所得補償保険」（引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）の解約に伴い新設される「長期所得補償保険」（引受保険会社：明治安田損害保険株式会社）への契約移行手続きが実施されます。

## 契約移行における留意事項

**契約移行に伴い、必ず申込書のご提出が必要となります。**

### 1 「長期所得補償保険」に無告知で契約移行できます。

「長期所得補償保険」に移行される場合、現在ご加入の「所得補償保険」の保険金額と同額または、直近上位（同額がない場合）の補償額コースまで無告知で契約移行できます。

㊐男性50歳「所得補償保険」1Aコース（保険金額：3.9万円）加入の場合➡「長期所得補償保険」4万円コース（現在ご加入保険金額の直近上位コース）

### 2 「治療費支援制度」で短期入院もカバーできます。

「所得補償保険」は、1泊2日の入院から補償対象でしたが、「長期所得補償保険」は免責期間7日ですから、短期入院は補償対象外となります。

そこで「治療費支援制度」とあわせてご加入いただくことで、免責期間7日部分や移行による補償減額部分の一部補償額補填も可能となります。

そのため、「生活サポートプラン」の加入要件を問わないという、今回に限った特認制度を導入しました。

なお、「治療費支援制度」の加入に際しては、告知が必要です。

### 3 申込書のご提出がない場合は、「所得補償保険」は脱退となり、上記1・2の特典は得られません。

## 移行のイメージ 50歳 男性の場合

**パターン1**

| 所得補償保険 | | |
|---|---|---|
| 現在の加入コース | 保険金月額 | 月払掛金 |
| 1A | 3.9万円 | 1,150円 |

▶ 制度移行

| 長期所得補償保険 | | |
|---|---|---|
| 移行後の加入コース | 保険金月額 | 月払掛金 |
| F | 4.0万円 | 1,769円 |

＋

| 治療費支援制度 | | |
|---|---|---|
| 移行後の加入コース | 保険金月額 | 月払掛金 |
| 2.5万円 | 2.5万円 | 560円 |

| 合計掛金 |
|---|
| 2,329円 |

**パターン2**

| 所得補償保険 | | |
|---|---|---|
| 現在の加入コース | 保険金月額 | 月払掛金 |
| 3A | 11.5万円 | 3,350円 |

▶ 制度移行

| 長期所得補償保険 | | |
|---|---|---|
| 移行後の加入コース | 保険金月額 | 月払掛金 |
| D | 6.0万円 | 2,653円 |

＋

| 治療費支援制度 | | |
|---|---|---|
| 移行後の加入コース | 保険金月額 | 月払掛金 |
| 2.5万円 | 2.5万円 | 560円 |

| 合計掛金 |
|---|
| 3,213円 |

## 「長期所得補償保険」月払掛金

| 年齢(歳) | 免責期間 | 補償対象期間 | Aコース 保険金月額12.0万円 | | Bコース 保険金月額10.0万円 | | Cコース 保険金月額8.0万円 | | Dコース 保険金月額6.0万円 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 男　性 | 女　性 | 男　性 | 女　性 | 男　性 | 女　性 | 男　性 | 女　性 |
| 15～24歳 | 7日 | 3年 | 2,058円 | 1,343円 | 1,715円 | 1,120円 | 1,372円 | 896円 | 1,029円 | 672円 |
| 25～29歳 | | | 2,196 | 1,768 | 1,830 | 1,473 | 1,464 | 1,179 | 1,098 | 884 |
| 30～34歳 | | | 2,388 | 2,384 | 1,990 | 1,987 | 1,592 | 1,589 | 1,194 | 1,192 |
| 35～39歳 | | | 2,699 | 3,198 | 2,249 | 2,665 | 1,799 | 2,132 | 1,349 | 1,599 |
| 40～44歳 | | | 3,257 | 4,146 | 2,714 | 3,455 | 2,172 | 2,764 | 1,629 | 2,073 |
| 45～49歳 | | | 4,130 | 5,122 | 3,442 | 4,268 | 2,754 | 3,415 | 2,065 | 2,561 |
| 50～54歳 | | | 5,306 | 5,999 | 4,422 | 4,999 | 3,537 | 3,999 | 2,653 | 3,000 |
| 55～59歳 | | | 7,092 | 6,913 | 5,910 | 5,761 | 4,728 | 4,609 | 3,546 | 3,457 |
| 60～64歳 | | | 9,936 | 8,077 | 8,280 | 6,731 | 6,624 | 5,385 | 4,968 | 4,039 |

| 年齢(歳) | 免責期間 | 補償対象期間 | Eコース 保険金月額5.0万円 | | Fコース 保険金月額4.0万円 | | Gコース 保険金月額3.0万円 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 男　性 | 女　性 | 男　性 | 女　性 | 男　性 | 女　性 |
| 15～24歳 | 7日 | 3年 | 858円 | 560円 | 686円 | 448円 | 515円 | 336円 |
| 25～29歳 | | | 915 | 737 | 732 | 589 | 549 | 442 |
| 30～34歳 | | | 995 | 993 | 796 | 795 | 597 | 596 |
| 35～39歳 | | | 1,125 | 1,333 | 900 | 1,066 | 675 | 800 |
| 40～44歳 | | | 1,357 | 1,727 | 1,086 | 1,382 | 814 | 1,036 |
| 45～49歳 | | | 1,721 | 2,134 | 1,377 | 1,707 | 1,033 | 1,281 |
| 50～54歳 | | | 2,211 | 2,500 | 1,769 | 2,000 | 1,326 | 1,500 |
| 55～59歳 | | | 2,955 | 2,881 | 2,364 | 2,304 | 1,773 | 1,728 |
| 60～64歳 | | | 4,140 | 3,365 | 3,312 | 2,692 | 2,484 | 2,019 |

※掛金は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※年齢は令和７年４月１日現在の満年齢です。

※記載の掛金は、概算掛金です。適用となる掛金は変動する可能性があります。

※本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

●保険期間中のコース変更（増額・減額等）

●保険期間の変更　●掛金の払込方法の変更　など

制度内容の詳細は10ページをご確認ください

## 「治療費支援制度」月払掛金

基本保障：治療支援給付特約・先進医療給付特約

月払掛金（概算）　（単位：円）

| コース（支援給付金額） | | 5万円コース | | 2.5万円コース | |
|---|---|---|---|---|---|
| 性　別 | | 男　性 | 女　性 | 男　性 | 女　性 |
| 本　人 | 21歳～25歳 | 490 | 650 | 283 | 363 |
| | 26歳～30歳 | 505 | 890 | 290 | 483 |
| | 31歳～35歳 | 540 | 1,000 | 308 | 538 |
| | 36歳～40歳 | 660 | 980 | 368 | 528 |
| | 41歳～45歳 | 805 | 955 | 440 | 515 |
| | 46歳～50歳 | 1,045 | 1,045 | 560 | 560 |
| | 51歳～55歳 | 1,350 | 1,175 | 713 | 625 |
| | 56歳～60歳 | 1,840 | 1,380 | 958 | 728 |
| | 61歳～65歳 | 2,475 | 1,715 | 1,275 | 895 |
| | 66歳～69歳 | 2,870 | 2,160 | 1,473 | 1,118 |

※更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

※記載の月払掛金は、概算掛金です。

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、１年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例）保険年齢40歳=令和７年４月１日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。

更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。

制度内容の詳細は9ページをご確認ください

# お支払い事例

（保険金・給付金をお支払できる場合・できない場合）

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先
**明治安田生命保険相互会社 団体保険ご照会窓口　0120−661−320**
受付時間　平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00〜17：00

## 事例 1

### 告知義務違反による解除

【死亡保険金のお支払い（生活サポートプラン・医療保障保険・三大疾病支援制度）】

**お支払いできる場合**

告知時には、病気の自覚症状や病院への受診など全くなかったが、加入半年後に「くも膜下出血」を発症し死亡したケース。

**死亡保険金をお支払いいたします。**

**お支払いできない場合**

「胃がん」で入院治療を繰り返していたが、告知内容に反して加入し、加入半年後に「胃がん」が原因で死亡したケース。

**告知義務違反のためご契約は解除となり、死亡保険金はお支払いできません。**

**解説**

**現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書に記載の告知内容をもれなく確認いただき、お申込みください。**

●故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、加入日（＊）または復活日から2年（※）以内であれば、ご契約が解除となり、保険金をお支払いできないことがあります。
●なお、加入日（＊）から2年（※）を経過していても、保険金の支払事由等が2年（※）以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
●深刻な病気で入院中であることを故意に告知しないなど、告知義務違反の内容が特に重大な場合には、加入日（＊）からの年月にかかわらず、詐欺による取消しを理由として、保険金をお支払いできないことがあります。

※保険会社が保険契約を解除できる期間は、ご加入制度により異なります。
・「お支払いできる場合」の例でも、パンフレット記載の保険金をお支払いできない場合にあてはまるときは、お支払いできないことがあります。

この事例は、お亡くなりになられたときに死亡保険金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容はご加入の制度によって異なりますので、ご自身の保障内容については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

## 事例 2

### 加入日（＊）より前の受傷・発病

（入院給付金のお支払い）

**お支払いできる場合**

**加入日（＊）以降に発病した「椎間板ヘルニア」で入院したケース。**

**お支払いできない場合**

加入日（＊）より前に発病していた「椎間板ヘルニア」で入院したケース。

**「加入日（＊）以降に発病した疾病」に該当しないため、お支払いできません。**

**解説**

**加入日（＊）より前の傷害や疾病を原因とする場合には、原則として、入院給付金はお支払いできません。**

●「お支払いできない場合」であっても、加入日（＊）から2年経過後に開始した入院はお支払いの対象となることがあります。
・「お支払いできる場合」の例でも、パンフレット記載の保険金・給付金をお支払いできない場合にあてはまるときは、お支払いできないことがあります。

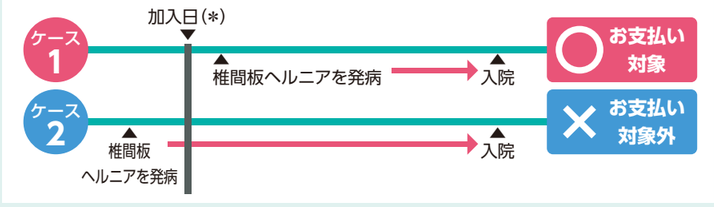


この事例は、ご入院されたときに入院給付金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容はご加入の制度によって異なりますので、ご自身の保障内容については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

## 事例 3

### 障害状態と「回復の見込み」

（高度障害保険金のお支払い）

**お支払いできる場合**

喉頭（こうとう）がんで喉頭を全部摘出する手術を行ったケース。

**「声帯全部の摘出により発音ができない状態」に該当するため、お支払いいたします。**

**お支払いできない場合**

網膜剥離（はくり）で左右のきょう正視力とも0.02以下になったが、回復の見込みがあって治療を続けているケース。

**「両眼の視力を全く永久に失った」（回復の見込みがない）状態に該当しないため、お支払いできません。**

※その後回復の見込みがない状態に該当すればお支払いいたします。

**解説**

**高度障害保険金は、障害状態が回復の見込みのないことがお支払いの要件となります。**

高度障害保険金の支払対象となる障害状態については、身体の部位を「失った」、機能または用を「全く永久に失った」、または「終身常に介護を要する」との定めがあり、障害状態が回復の見込みのないことがお支払いの要件です。障害状態が回復の見込みのある場合は、お支払いできません。
診断書をご用意いただく前に、主治医に回復の見込みについてご確認をお願いいたします。

※高度障害保険金の支払対象となる約款所定の「高度障害状態」は、身体障害者福祉法などに定める1級の障害状態などとは異なります。
・「お支払いできる場合」の例でも、パンフレット記載の保険金をお支払いできない場合にあてはまるときは、お支払いできないことがあります。

この事例は、高度障害状態となられたときに高度障害保険金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容はご加入の制度によって異なります。ご自身のご加入制度については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

## 事例 4

### 対象となる悪性新生物

（特定疾病保険金のお支払い）

**お支払いできる場合**

**病院の病理組織診断で「胃がん」と診断確定されたケース。**

**お支払いできない場合**

健康診断で「乳がん」の疑いがあるとされて病理組織検査を行ったところ「非浸潤性乳管がん」と診断確定されたケース。

**「非浸潤性乳管がん」は「お支払いの対象となる悪性新生物」に該当しないため、お支払いできません。**

**解説**

**「悪性新生物」に対する保険金は、「診断確定の内容」、「診断確定の時期」などに条件があります。**

悪性新生物と診断された場合でもお支払いできない例
●「悪性新生物」が、「上皮内がん（子宮頸がん0期、食道上皮内がん、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、大腸粘膜内がん等を含む）」であったとき
●加入日（＊）より前に「悪性新生物（お支払いの対象になる悪性新生物）」と診断確定されていたとき（悪性新生物は、加入日(＊)より前を含めてはじめて診断確定されたものに限ります。）
●加入日（＊）からその日を含めて90日以内に「乳がん」と診断確定されたとき
・「お支払いできる場合」の例でも、パンフレット記載の保険金をお支払いできない場合にあてはまるときは、お支払いできないことがあります。

この事例は、特定疾病（注）となられたときに特定疾病保険金が支払われる制度にご加入されている場合の事例です。保障内容はご加入の制度によって異なりますので、ご自身の保障内容については「ご加入内容のお知らせ」等をご確認ください。

（注）特定疾病とは、悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中をいいます。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

# よくあるご質問

## Q 新規加入や加入内容変更の書類はどこにあるの?

**A** 11月～12月に制度推進員が必要書類を職場までお届けに上がります。

## Q 加入後（更新後）最初の掛金はいつどこから控除されるの?

**A** 初回掛金は４月に給与から控除されます。

## Q 氏名・受取人を変更したい場合、どうしたらいいの?

**A** インターネットサービスの「みんなのMYポータル」から変更いただけます。
もしくは、共済組合事務担当課までご連絡ください。

## Q 配当金はいつ、どこに還付されるの?

**A** 還付時期・還付方法は所属所ごとに異なりますので、共済組合事務担当課へご確認ください。

## Q 医療保障保険に加入していて入院をした場合、どうしたらいいの?

**A** 共済組合事務担当課、またはP31の事故報告書を使って（有）エル・サポート・福井までご連絡ください。



# 保険年齢早見表 更新日（令和7年4月1日）現在

加入年齢は、更新日（令和７年４月１日）現在の保険年齢です。
更新日（令和7年4月1日）現在の保険年齢区分が変わる場合、掛金は前年度（令和6年度）と変わります。
下記の早見表より保険年齢をご確認のうえ、更新後の掛金をご確認ください。

| 保険年齢（歳） | 生　年　月　日 | 保険年齢（歳） | 生　年　月　日 |
|---|---|---|---|
| 15 | 平成21年10月2日～平成22年10月1日 | 43 | 昭和56年10月2日～昭和57年10月1日 |
| 16 | 平成20年10月2日～平成21年10月1日 | 44 | 昭和55年10月2日～昭和56年10月1日 |
| 17 | 平成19年10月2日～平成20年10月1日 | 45 | 昭和54年10月2日～昭和55年10月1日 |
| 18 | 平成18年10月2日～平成19年10月1日 | 46 | 昭和53年10月2日～昭和54年10月1日 |
| 19 | 平成17年10月2日～平成18年10月1日 | 47 | 昭和52年10月2日～昭和53年10月1日 |
| 20 | 平成16年10月2日～平成17年10月1日 | 48 | 昭和51年10月2日～昭和52年10月1日 |
| 21 | 平成15年10月2日～平成16年10月1日 | 49 | 昭和50年10月2日～昭和51年10月1日 |
| 22 | 平成14年10月2日～平成15年10月1日 | 50 | 昭和49年10月2日～昭和50年10月1日 |
| 23 | 平成13年10月2日～平成14年10月1日 | 51 | 昭和48年10月2日～昭和49年10月1日 |
| 24 | 平成12年10月2日～平成13年10月1日 | 52 | 昭和47年10月2日～昭和48年10月1日 |
| 25 | 平成11年10月2日～平成12年10月1日 | 53 | 昭和46年10月2日～昭和47年10月1日 |
| 26 | 平成10年10月2日～平成11年10月1日 | 54 | 昭和45年10月2日～昭和46年10月1日 |
| 27 | 平成９年10月2日～平成10年10月1日 | 55 | 昭和44年10月2日～昭和45年10月1日 |
| 28 | 平成８年10月2日～平成９年10月1日 | 56 | 昭和43年10月2日～昭和44年10月1日 |
| 29 | 平成７年10月2日～平成８年10月1日 | 57 | 昭和42年10月2日～昭和43年10月1日 |
| 30 | 平成６年10月2日～平成７年10月1日 | 58 | 昭和41年10月2日～昭和42年10月1日 |
| 31 | 平成５年10月2日～平成６年10月1日 | 59 | 昭和40年10月2日～昭和41年10月1日 |
| 32 | 平成４年10月2日～平成５年10月1日 | 60 | 昭和39年10月2日～昭和40年10月1日 |
| 33 | 平成３年10月2日～平成４年10月1日 | 61 | 昭和38年10月2日～昭和39年10月1日 |
| 34 | 平成２年10月2日～平成３年10月1日 | 62 | 昭和37年10月2日～昭和38年10月1日 |
| 35 | 平成１年10月2日～平成２年10月1日 | 63 | 昭和36年10月2日～昭和37年10月1日 |
| 36 | 昭和63年10月2日～平成１年10月1日 | 64 | 昭和35年10月2日～昭和36年10月1日 |
| 37 | 昭和62年10月2日～昭和63年10月1日 | 65 | 昭和34年10月2日～昭和35年10月1日 |
| 38 | 昭和61年10月2日～昭和62年10月1日 | 66 | 昭和33年10月2日～昭和34年10月1日 |
| 39 | 昭和60年10月2日～昭和61年10月1日 | 67 | 昭和32年10月2日～昭和33年10月1日 |
| 40 | 昭和59年10月2日～昭和60年10月1日 | 68 | 昭和31年10月2日～昭和32年10月1日 |
| 41 | 昭和58年10月2日～昭和59年10月1日 | 69 | 昭和30年10月2日～昭和31年10月1日 |
| 42 | 昭和57年10月2日～昭和58年10月1日 | | |

退職予定者専用

# 一時払退職後傷害保険

（天災補償特約・熱中症補償特約・食中毒補償特約・賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険）

## 特長

●急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。

●日常生活における賠償事故のリスクについても補償します。

### 傷害事故

急激かつ偶然な外来の事故により死亡・後遺障害・入院・手術・通院をしたとき

車にはねられてケガをした

サッカーで肉離れした

### 賠償責任

日常生活において、ご本人やご家族が誤って他人を死傷させたり、他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負ったとき

自転車で通行人にケガをさせた（仕事上の事故を除く）

買物中こどもが誤って高価な陶磁器を破損した

### 国内示談交渉サービス付

日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。

### 掛金30万円　A級職種の場合の例

急激かつ偶然な外来の事故による

死亡保険金 **1,156.0万円**　入院保険金日額 **8,500円**（1事故180日限度）

通院保険金日額 **3,000円**（1事故90日限度）　賠償責任保険金 **1億円**　など

## 保険期間

掛金の払い込みがあった月の翌月1日から10年間です。

※保険契約申込書でご確認ください。

## 加入資格

保険期間開始日現在、満15歳～満75歳までの方が対象になります。

※以下の職業または職務に該当する方は、ご契約いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

## 補償内容・掛金

10G型（10万円）、20G型（20万円）、30G型（30万円）、40G型（40万円）の4タイプのみ。
これ以外のタイプはお取扱いできません。

### ●A級職種（無職・教員・事務・販売など）の場合（A級：危険が少ない職業）

| 申込型 | | 10G型 | 20G型 | 30G型 | 40G型 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一時払掛金 | | 10万円 | 20万円 | 30万円 | 40万円 |
| 傷害 | 死亡・後遺障害保険金 | 276.5万円 | 671.9万円 | 1,156.0万円 | 1,756.9万円 |
| | 入院保険金日額 | 4,000円 | 7,000円 | 8,500円 | 10,000円 |
| | 通院保険金日額 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | 3,500円 |
| | 手術保険金 | 2・4万円 | 3.5・7万円 | 4.25・8.5万円 | 5・10万円 |
| 賠償責任保険金 | | 1億円 | 1億円 | 1億円 | 1億円 |

### ●B級職種（農業・自動車運転手・建設作業者など）の場合（B級：危険が大きい職業）

| 申込型 | | 10G型 | 20G型 | 30G型 | 40G型 |
|---|---|---|---|---|---|
| 一時払掛金 | | 10万円 | 20万円 | 30万円 | 40万円 |
| 傷害 | 死亡・後遺障害保険金 | 155.0万円 | 230.7万円 | 487.6万円 | 986.8万円 |
| | 入院保険金日額 | 2,000円 | 6,000円 | 7,000円 | 8,000円 |
| | 通院保険金日額 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 | 3,000円 |
| | 手術保険金 | 1・2万円 | 3・6万円 | 3.5・7万円 | 4・8万円 |
| 賠償責任保険金 | | 1億円 | 1億円 | 1億円 | 1億円 |

※掛金は性別・年齢にかかわらず同一です。

●掛金は一時払です。

※補償額は職種級別により異なります。職種級別は、お仕事の内容に応じて決まります。ご退職後もお仕事をされる方で、職種級別について不明な場合は、取扱代理店までお問い合わせください。

※保険契約締結後、職業・職務の変更があった場合は、すみやかに取扱代理店へお申し出ください。例えば、A級職種→B級職種への変更の場合、保険金額・日額は変更せず掛金の差額について追加掛金のお払い込みが必要となります。また、B級職種→A級職種への変更の場合、保険金額・日額は変更せず、掛金の差額について返還します。

※令和4年4月1日以降始期契約用の補償内容を記載しております。今後の商品改定により補償内容が変更となる場合がありますので、最新のパンフレットをご確認ください。

※賠償責任保険金（賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約）をセットしないご契約も可能です。ご希望の場合には、取扱代理店までお問い合わせください。

## 申込み方法について

**意思確認用紙をご記入のうえ、共済組合事務担当課にご提出ください。**

▼ 傷害保険の申込書を明治安田ライフプランセンター（株）よりご自宅宛送付いたします。

**傷害保険の申込書に必要事項をご記入のうえ、明治安田ライフプランセンター（株）にご返送ください。**

▼ 専用振込用紙を明治安田ライフプランセンター（株）よりご自宅宛送付いたします。

**専用振込用紙にて、掛金を最寄りの金融機関からご送金ください。**

▼ 入金を確認後、保険証券を明治安田損害保険（株）よりご自宅宛送付いたします。

**ご契約成立後のご照会等は取扱代理店または明治安田損害保険（株）にお問い合せください。**

明治安田損害保険株式会社
〒101-0048　東京都千代田区神田司町2-11-1　TEL：03-3257-3177（営業推進部）

# 退職後制度の取扱い

## 今年度退職予定の方

制度推進員が各所属所にお伺いし対象の方へ「申込書」・「口座登録用紙」・「退職後制度意思確認用紙（一時払退職後傷害保険の予約票）」をお渡しいたします。（所属所により異なります）
以下のお手続きをお願いいたします。

**Step 1**
**令和6年11月～12月にかけて**

### 申込書によるお手続き

□「申込書」にて令和7年4月以降の加入内容に手続きいただき、制度推進員または、共済組合事務担当課にご提出ください。
※新規加入・増額はできません。

□現在、職場復帰支援制度・傷害総合保険に加入の方は職場復帰支援制度・傷害総合保険の「加入しない」にチェック☑してください。

### 一時払退職後傷害保険の予約

□「退職後制度意思確認用紙」にて一時払退職後傷害保険（P25～26）の加入希望の有無を記入いただき申込書と併せてご提出ください。

**Step 2**
**令和6年12月**

### 引き去り口座の登録

●継続加入のお手続き（自動更新含む）をした方は「口座登録用紙」を12月20日までに共済組合事務担当課へご提出ください。

**Step 3**
**令和7年3月頃**

### 登録いただいた口座から毎月、掛金を引き去ります

●原則毎月27日
●令和７年４月～令和８年３月分の月払掛金+制度運営費（285円）

**Step 4**
**令和7年4月1日**

### 新年度の保障スタート

●ご自宅宛てに加入者証を発送いたします。
●次年度のご案内は令和７年11月頃にご自宅宛てに発送いたします。

## 次年度退職予定の方

新規加入・増額いただける最後の機会となります。お手続き漏れの無いようにご確認ください。



# 退職予定者用 更新後掛金計算シート

| 現在加入の掛金 | 更新後の掛金 |
|---|---|
| 生活サポートプラン　円 | 生活サポートプラン　円 |
| 医療保障保険　円 | 医療保障保険　円 |
| Wide医療　円 | Wide医療　円 |
| 三大疾病支援制度　円 | 三大疾病支援制度　円 |
| | 制度運営費　285　円 |
| ＝ | ＝ |
| 合計掛金　円 | 合計掛金　円 |

※現在の掛金は、申込書よりご記入ください。

※更新後の掛金は、P24の保険年齢早見表で更新日の保険年齢をご確認のうえ、各制度の該当ページよりご記入ください。

MEMO



MEMO